

# 説明資料

平成18年12月7日  
国土交通省

# 国土交通省の入札契約制度改革の取り組み

平成17年7月とりまとめ  
平成18年8月現在

## 一般競争方式の拡大

- 18年度より、一般競争方式を予定価格2億円以上の工事にまで拡大するとともに、2億円未満の工事についても、不良不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、積極的に試行。
  - ・対象工事に係る入札には、工事成績・技術提案等の条件を付す。
- 通常型指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止。

## 総合評価方式の拡充

- 価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を18年度においては8割超(金額ベース)まで拡大。
- 評価項目の充実と透明性の向上
  - ・より本質的な技術競争の促進(例えば、鋼構造とコンクリート構造といった異ジャンル間の競争も可能。)
  - ・技術評価割合を拡大し、優れた提案が活かされやすい競争の実現。

## 入札契約過程の監視の強化

- 入札結果の事後的・統計的分析(1位不働状況・低入札状況)の実施。
- 外部の有識者からなる「公正入札調査会議」を本省に設置。

## ペナルティの強化

- 大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合における指名停止を、最長24ヵ月とすることをルール上明確化するとともに、現行の10%の違約金特約条項に上乗せして5%の違約金(合計15%)を徴収。
- 再犯対象期間の3年から10年への延長等、建設業法上の監督処分強化。

## 再就職・早期退職慣行の見直し

- 橋梁談合事件に関与した企業については、退職後の期間を問わず、国土交通省退職者の再就職を自粛。
- 指定職経験者について、退職後5年間、直轄工事受注企業への再就職を自粛。
- 直轄工事受注実績のある企業においては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、新たに営業担当部署へ就任させることのないよう要請。
- 本省幹部職員の勧奨延長だけでなく、地方整備局職員についても、人事管理上の支障が生じない限界まで平均勧奨退職年齢の引き上げを実施し、公務の世界で長く働くための環境の整備を図る。

## 受注企業におけるコンプライアンスの徹底

- 重大な談合事案に関与した企業については、建設業法第41条第1項に基づき、再発防止のための法令遵守の徹底等社内体制の整備を求め、当分の間、毎年、その実施状況の報告を求める。

## 発注担当職員による的確な職務遂行

- 各地方整備局等に局長を本部長とし、外部有識者を含めた「発注者綱紀保持委員会」を設置。



## 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について

(平成17年12月26日関係省庁申合せ、平成18年2月15日一部改正)

1. 公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補	
構成員	内閣法制局総務主幹	外務省大臣官房長
	人事院事務総局総括審議官	財務省大臣官房長
	内閣府大臣官房長	財務省主計局長
	宮内庁管理部長	文部科学省大臣官房長
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官	厚生労働省大臣官房長
	警察庁長官官房長	農林水産省大臣官房長
	防衛庁防衛参事官	経済産業省大臣官房長
	金融庁総務企画局総括審議官	国土交通省大臣官房長
	総務省大臣官房長	国土交通省総合政策局長
	総務省自治行政局長	環境省大臣官房長
	法務省大臣官房長	
オブザーバー	公正取引委員会事務総局経済取引局長	最高裁判所事務総局経理局長
	衆議院事務局庶務部長	会計検査院事務総局次長
	参議院事務局管理部長	

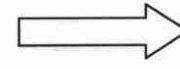
3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。



# 公共調達の適正化に向けた取り組みについて(概要)

公共調達の適正化に関する関係省  
庁連絡会議の取りまとめ(H18.2.24)

- 公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性
- 随意契約における不透明性・非効率性についての指摘



- 公共工事における入札契約の改善
- 随意契約の適正化

## I. 公共工事等の入札契約の改善

### 1. 公共工事の入札契約の改善

#### ○一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充(18年度～)

- 予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式に移行(金額ベースで対象工事の概ね3分の2をカバー)(2億円未満もできる限り導入に努める)
- 総合評価方式の拡充(国交省の目標値を参考に目標値設定(平成18年度国交省80%超、農水省50%超など(いずれも金額ベース))  
⇒国以外の発注者への普及

#### 中央建設業審議会における条件整備の中間とりまとめ(H18.3.29)

- 市場機能を活用した企業評価のための入札ポンド
- 本格的技術力競争のための多段階審査等
- 透明性・公正性確保のための第三者機関の活用

#### ○一般競争方式等の入札契約手続きの改善

- 入札情報の公表方法の透明性等の向上 ⇒インターネット公表 等
- 入札契約過程の監視の強化  
⇒入札監視委員会の活用、公正取引委員会との連携強化 等
- ペナルティの強化 ⇒入札参加の停止期間最長24ヶ月のルール化 等
- 電子入札の一層の活用
- 「談合情報対応マニュアル」策定を全省庁に拡大

### 2. 公共工事以外の入札契約の改善

- 適切な入札参加資格の設定や仕様書作成
- 予定価格の適正な設定等

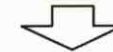
## II. 随意契約の適正化

### 1. 随意契約の緊急点検と随意契約見直し計画の作成

- 公益法人等と締結された全ての随意契約(17年度)について点検(重点点検項目)  
随意契約による理由  
・「契約の性質又は競争を許さない場合」による契約  
・再委託の状況



- 点検結果の中間報告(17年度末時点の状況)  
問題のあったもの、見直しの余地があるものについては  
○18年度以降、委託等を取り止め  
○一般競争入札等への移行 等



- 「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を18年6月を目途に公表  
⇒公共調達適正化関係省庁連絡会議に報告、各省庁HPに掲載

### 2. 随意契約の公表の充実等

- 随意契約の公表の適切な実施  
⇒財務省通知(H17.2.25)の実施状況の点検及び改善
- 随意契約公表ゲートウェイの新設  
⇒本省庁のHPから、全ての地方支分部局等のHPへ直接リンク
- 公益法人等との随意契約理由を具体的かつ詳細に記載
- 公益法人等との随意契約に係る決裁体制の強化
- 公益法人等との随意契約に係る内部監査の重点実施

